

パラナ州における新型コロナウイルスに関する対策措置（継続）

2020年4月9日

【ポイント】

- 4月9日、パラナ州知事は、これまでに発出している新型コロナウイルス感染症に関する対策措置を今後も無期限で継続する旨発表しました。
- クリチバ市立の教育機関は、休校措置期間が5月2日まで延長されています。

【本文】

1 4月9日、ラチーニョ・パラナ州知事は会見を開き、同州における新型コロナウイルス感染症への対応策（社会的隔離措置など）について、パラナ州における新型コロナウイルス感染状況が終息する見通しが全く立たないとして、当面の間継続する意向を発表しました。

2 クリチバ市教育局は、4月12日までとしていた市立学校の休校措置期間を5月2日まで延長する旨発表しています。

3 4月9日時点で、パラナ州におけるコロナウイルスの感染状況は以下のとおりです。（パラナ州保健局発表）

- ・パラナ州合計：609名（死亡者23名）
 - クリチバ市：237名（死亡者5名）
 - ポントグロッサ市：5名（死亡者0）
 - ロンドリーナ市：61名（死亡者2名）
 - マリンガ市：27名（死亡者4名）
 - フォスドイグアス市：27名（死亡者0）
 - カスカベル市：53名（死亡者1名）

その他都市の状況については、以下URLをご参照ください。

【パラナ州保健局サイト】

<http://www.saude.pr.gov.br/modules/conteudo/conteudo.php?conteudo=3507>

4 引き続き関連情報を収集し、感染予防に努めてください。

5 万が一、医療機関等に隔離され、援護が必要な場合は大使館までご連絡ください。

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所

－電話：51-3334-1299

－e-mail：cjpoa@c1.mofa.go.jp